

地域医療構想の実現のための病床再編等の促進に向けた特別償却制度について

1 趣旨

地域医療構想の実現のため、地域医療構想調整会議において提出・確認された医療機関ごとの医療機関としての役割及び医療機能ごとの病床数に関する具体的対応方針に基づき病床再編等を行った場合の工事により取得又は建設をした病院用又は診療所用の建物及びその附属設備を、特別償却の対象とします。

2 申請手続

特別償却の利用に当たっては、地域医療構想調整会議で合意された具体的対応方針に基づく病床再編等である必要がありますので、各医療機関の状況に応じて、次のとおり申請手続を行ってください。

なお、書類審査には、資料の追加等により時間を要する場合がありますので、余裕をもって申請してください。

I 地域医療構想調整会議で合意された具体的対応方針に基づく病床再編等の場合

(1) 確認証の交付申請に係る提出書類

- ① 確認証交付申請書（様式1）
- ② 開設許可申請等に係る書類一式
- ③ 具体的対応方針
- ④ その他参考となるべき書類

(2) 書類の提出先

山口県健康福祉部医療政策課医療企画班

(3) 確認証の交付

県での確認後、納税地を所管する税務署に青色申告する際に必要な確認証の交付を行います。

(4) その他

申請から確認証交付までの大まかな流れは、別添「事務フロー図【地域医療構想の実現のための病床再編等の促進に向けた特別償却制度】」を御確認ください。

II 地域医療構想調整会議で合意された具体的対応方針とは異なる病床再編等の場合

- 特別償却の利用には、既存の具体的対応方針を見直す必要があります。具体的対応方針の見直しには地域医療構想調整会議への提出・確認が必要です。地域医療構想調整会議で説明をしていただくため、原則として参加をお願いします。
- 地域医療構想調整会議の開催時期は不定期であるため、提出期限については、医療政策課まで事前に御相談ください。
- 地域医療構想調整会議において具体的対応方針が合意された後の事務手続については、上記 I と同じです。